

平成 29 年度 生き物ぎょうさん里村の認定について

1 目的

水田の生態系を再生する活動を積極的に実践している地域・団体を「生き物ぎょうさん里村」として認定し、県内における保全活動の一層の推進を図る。

2 認定基準

次の（１）および（２）の活動に取り組むとともに、（３）を実施または今後実施していく計画のある地域または団体。

（１）生き物に配慮した農法（いずれか実施）

- ・冬水田んぼ
- ・中干し延期
- ・農薬を 5 割以上削減した稲作

（２）自然再生施設

- ・水田魚道、退避溝、カエルスロープなどの自然再生施設の設置

（３）生き物調査の実施

3 申請状況

（１）募集期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月 9 日

（２）申請団体数 2 団体

聖丸営農組合（勝山市野向町聖丸）

国富コウノトリの郷づくり推進会（小浜市国富地区）

4 審査結果

申請があった 2 団体について調査を行い、上記 2 の認定基準を満たしていることが確認できたため、生き物ぎょうさん里村に認定する。